社会福祉法人いずみさつき会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみさつき会(以下「当法人」という。) 定款第八条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員をいう。
- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

- 第3条 役員が、その職務のため、評議員会又は理事会に出席したときは別表1により報酬を支払う。 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬は支払わないものとする。
- 2 交通費については、その実費を支払うことができる。

(役員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2により報酬を支払うことができる。
 - 2 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった 場合は別表2により報酬を支払うことができる。
 - 3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査 の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
 - 4 交通費については、その実費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は通貨をもって本人に支払う。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(出張旅費)

- 第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払うことができる。
 - 2 旅費は、実費を支払う。
 - 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支払うことができる。
 - 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張 終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

付則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1 (日額、源泉控除後の額)

名称	報酬額	
理事会出席報酬	5, 000	
評議員会出席報酬	5, 000	
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000	

別表 2 (日額、源泉控除後の額)

名称	報酬額	
理事長業務報酬額	10,000	
理事業務報酬額	5,000	
監事監查指導報酬等	5,000	

別表 3 (日額、源泉控除後の額)

出張報酬額	旅費	宿泊費	その他
1日終日 10,000	実費	実費	実費
2~4時間 5,000	実費	実費	実費